

社会福祉法人 松本市児童養護協会
評議員選任・解任委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人 松本市児童養護協会(以下法人という)の評議員の選任および解任を行う委員会の運営について定める。

(名称)

第2条 本委員会は、社会福祉法人 松本市児童養護協会 評議員選任・解任委員会(以下 委員会)という。

(構成)

第3条 委員会は、理事長が委嘱した外部委員3名、監事1名、職員1名の計5名で構成する。

- 2 外部委員は第三者委員とする
- 3 監事は互選により選任したもの
- 4 職員は事務局を務めるもの

(任期)

第4条 委員の任期はそれぞれの就任期間とする。

(招集)

第5条 会議の招集は理事長が行う。

- 2 委員は、理事長に対し、招集の理由を示して、委員会の開催を請求することができる。
- 3 会議には議長を置き、委員の互選により選出する。

(議事録)

第6条 議長及び、議長の指名した委員は、委員会の議事について、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録に、記名押印する。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める役員等報酬及び費用弁償規程による。

附則

- 1 本規程に定めのないものは、社会福祉法及び定款の規定による。
- 2 本規程は、平成29年4月1日から施行する。